

協議事項(1)

令和5年12月20日
京福バス株式会社

乗合事業における営業所の統合 及び 営業所から2キロメートルを超える車庫の利用について

1. 協議内容
 - ・乗合事業における坂井営業所を丸岡営業所へ統合する
坂井営業所 福井県あわら市国影 37 字東稲葉 61-2
丸岡営業所 福井県坂井市丸岡町西里丸岡 12-9-3
 - ・統合後、丸岡営業所から直線で2キロメートルを超える坂井車庫を利用する (資料1-2)
2. 実施日 令和6年4月
3. 実施理由 運転士及び管理者不足の中、安全管理に注力しながら路線バスを維持するために営業所の効率化が必要であるため。
営業所統合に伴い、直線で2キロメートルを超える坂井車庫を利用することが必要となるため。
4. 運行管理 営業所と車庫間の安全管理体制 (資料1-3)
※電話点呼の手順…現状の点呼方法から変更なし
5. その他 乗車券販売所は、ケイカン交通へ業務委託する。また、販売する乗車券の種類はそのままにし、顧客サービスを維持する。

協議事項 1

資料1-2

坂井車庫

わら市

直線距離で約 1.1 km

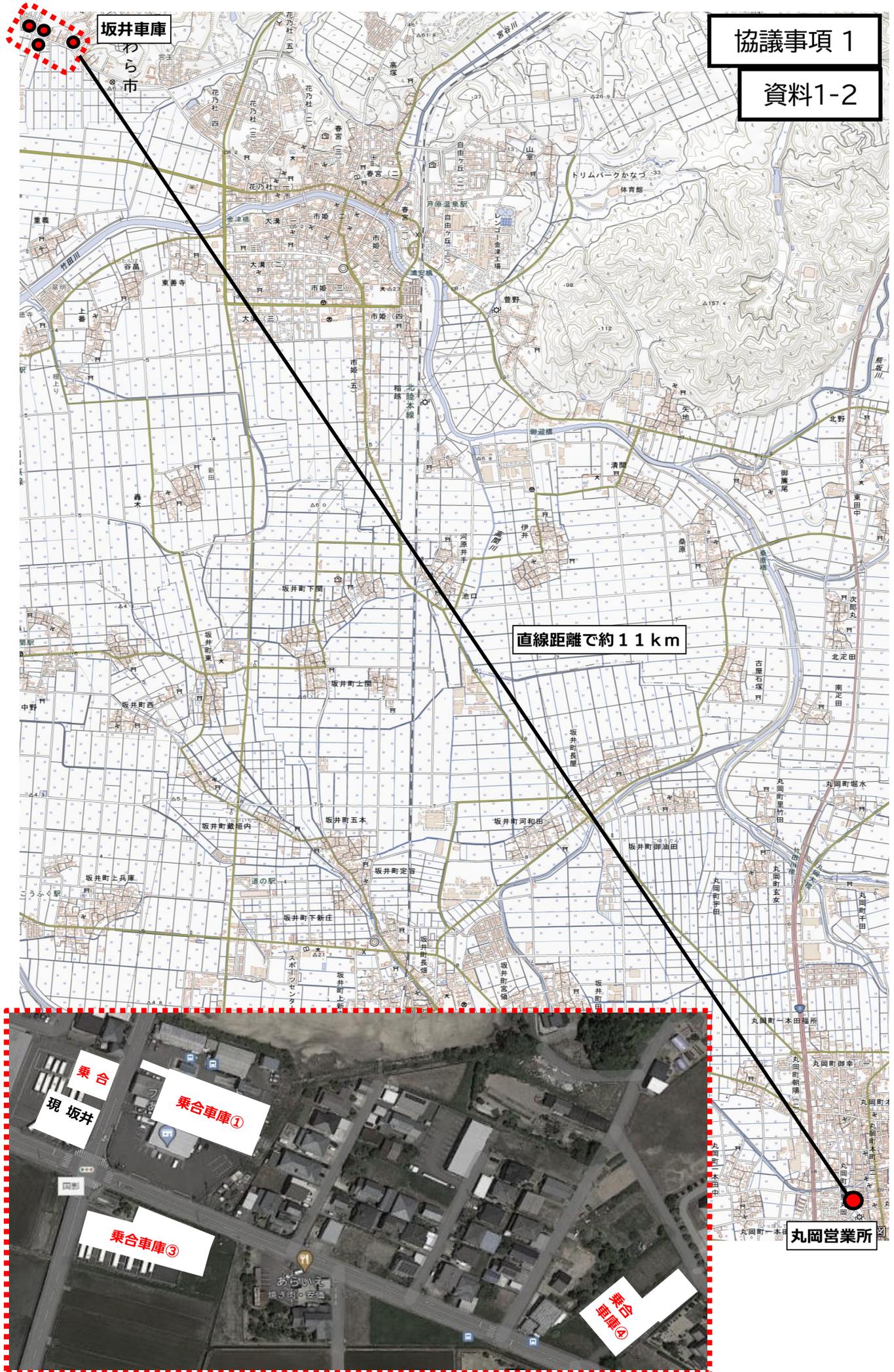
丸岡営業所

乗合
現 坂井

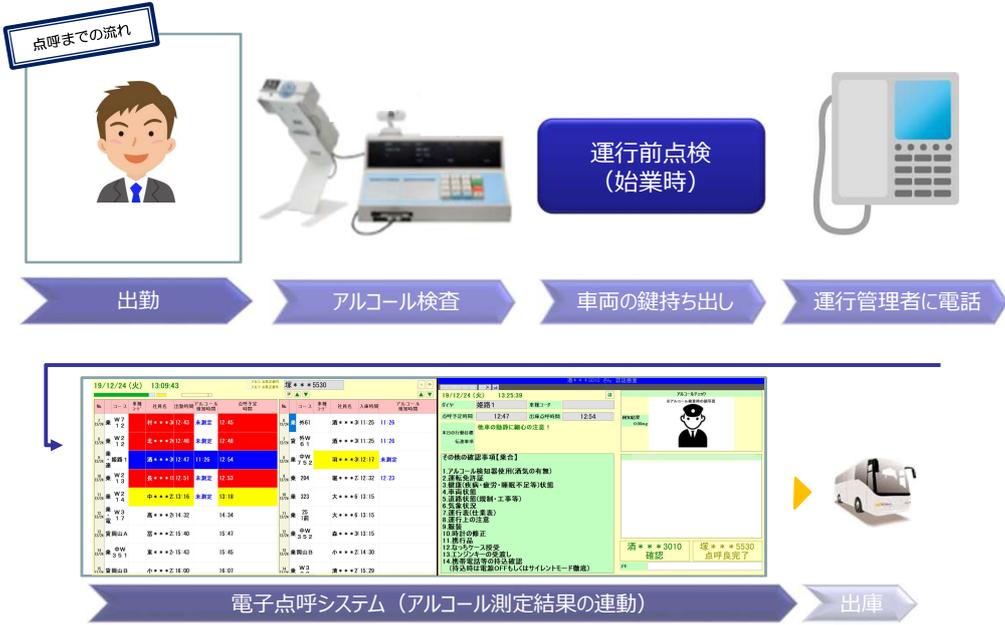
乗合車庫①

乗合車庫③

乗合
車庫②



運用フロー(イメージ 出庫時)



運用フロー(イメージ 帰庫時)

